

広島県告示第九百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。

令和二年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市玖波六丁目五三三番一、五三三番二、五三三番四、五三三番五、五三三番六、五三三番七、五三三番八、五三三番九、五三三番一〇、五三三番一一、五三三番一二

二 認定を取り消した年月日及び番号

令和二年七月三十日 第R二認消通知広島建指二十二号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県大竹市東栄二丁目一番四

株式会社ダイセル 執行役員 チェーンプロダクションカンパニー

大竹工場長 田鹿 治美